

協議会だより

DHA・EPA協議会
〒151-0062
東京都渋谷区元代々木町 32-7
一般財団法人日本水産油脂協会内
TEL & FAX: 03-3469-6931
URL: <http://www.dhaepa.org/>
E-mail: dha_epa@par.odn.ne.jp

日油株式会社 宮崎 洋祐

今年度より DHA・EPA 協議会の幹事となりました日油株式会社の宮崎と申します。微力ながらも協議会の円滑な運営に努力していく所存であります。何卒よろしくお願い申し上げます。

さて、この 4 月より「食品表示法」が施行され、さらに新しい法律のもと、「機能性表示食品制度」も導入されました。4 月 17 日には消費者庁より、届け出が受理された「機能性表示食品」8 品が公表されました。その中には、DHA や EPA、オメガ 3 系脂肪酸に関連した食品は 1 品のみでしたが、今後、どのような製品が市場に出てくるのか個人的にも楽しみであり、今後も注目していきたいと考えています。

一方、「食品表示法」施行における主な目的としては、より安全で分かり易い表示を目指し、現行の法律（JAS 法、食品衛生法、健康増進法）の義務表示に関する部分を一元化することにあります。その中でも大きなポイントとなる点が、加工食品の栄養成分表示が義務化されることです。義務表示としては、エネルギー・タンパク質・脂質・炭水化物・食塩相当量の 5 項目、推奨表示としては、飽和脂肪酸・食物繊維の 2 項目とされました。

推奨表示となった飽和脂肪酸と同等か、それ以上に消費者の関心が高いと考えられる成分に「トランス脂肪酸」が挙げられます。この表示について検討は行われたものの、2015 年 3 月 20 日の消費者委員会・食品ワーキンググループにて見送られることが決まりました。このように脂質の一部である「飽和脂肪酸」や「トランス脂肪酸」が話題になると、あたかも脂質全体が悪いものとして一般消費者に認識され得るという懸念があります。脂質には、食物から摂取しなければならず、生体の恒常性維持に必要である「必須脂肪酸」が含まれております。その代表例であるオメガ 3 系脂肪酸、さらには DHA や EPA について、その役割や重要性をより幅広く広めることができればと、DHA・EPA 協議会幹事として改めて感じました。

また、「食品表示法」において「トランス脂肪酸」の表示が義務化されなかった根底には、日本人のトランス脂肪酸の摂取量の平均が世界保健機構(WHO)の勧告(目標)基準である総エネルギー比 1%未満(0.8%程度)であるため、通常の食生活において健康への影響が小さいと考えられることがあるようです。しかしながら、日本人の食生活の欧米化が進んでいることも事実であり、前述で示された意味での「通常の食生活」を送っている日本人とは果たしてどれほどいるのかとの疑問もあります。改めて「日本人の通常の食生活」とは何かと考えた場合、欠かすことのできないものに「魚」が挙げられます。DHA・EPA 協議会幹事としての活動を通じ、DHA・EPA という成分だけでなく、より広い視点で、日本人特有の食生活や食文化についても考えていければと思っております。

《幹事会のうごき》 平成 27 年 4 月 3 日(金)15:00~17:00 に、一般財団法人日本水産油脂協会新館において平成 27 年度第 1 回幹事会が開催された。

- ・第18回総会資料が事務局より提示され了承された。
- ・昨年1月から12月にかけて実施した「広報普及活動」の結果が説明された。5月に開催される総会で報告できるように準備を整えることにした。

《会員各位へ事務局からのお願い》

平成 27 年 5 月 20 日(水)に開催されます第 18 回通常総会の出欠葉書の返信がお済みでない方は、至急ご返信くださいますようお願い申し上げます。

講演会、懇親会の出欠につきましても、総会の出欠とは別にお申し込みくださいますようお願い申し上げます。